

役員・評議員報酬規程

大阪市大正区三軒家東5丁目7番14号
社会福祉法人たらちね事業会

(平成29年4月1日改定)

社会福祉法人たらちね事業会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たらちね事業会の役員及び評議員の報酬等に関する事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事及び監事の報酬限度額)

第3条 理事及び監事の報酬は、各年度の総額が500万円を超えないものとする。尚、理事長報酬及び副理事長、業務執行役員の報酬については、その範囲内で支給することができる。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。
2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事及び監事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

(支給日)

第6条 理事長及び副理事長、業務執行役員の報酬は、毎月 他の職員の支給日に支払う。
2 理事会及び評議員会等の報酬は、開催日に支払う。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

役員及び評議員報酬額基準表

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	報酬(日額)
理事会出席報酬	22,274 円
評議員会出席報酬	22,274 円

※但し交通費については支給しないものとする

別表 2 (第 4 条関係)

名 称	報酬(日額)
理事業務報酬	22,274 円
評議員業務報酬	22,274 円
監事監査指導報酬	11,137 円

※但し交通費については支給しないものとする